

第三十八回国会 建設委員會議録 第十五号

昭和三十六年三月二十二日(水曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 加藤 高藏君

理事木村 守江君 理事佐藤虎次郎君

理事瀬戸山三男君 理事石川 次夫君

理事中島 巖君 理事山中日露史君

逢澤 寛君 綾部健太郎君

大沢 雄一君 金丸 信君

徳安 實藏君 廣瀬 正雄君

松田 鐵藏君 山口 好一君

岡本 隆一君 栗林 三郎君

三鍋 義三君 三宅 正一君

田中幾三郎君

出席政府委員

建設事務官 關盛 吉雄君

(計画局長)

建設技官 神田 治君

(住宅局長)

委員外の出席者

参考人 (日本女子大学) 小川 信子君

講師 (公団住宅自治会協議会会長) 川尻 連夫君

参考人 (日本住宅公団) 換間 茂君

参考人 (日本住宅公団) 渡邊喜久造君

(日本住宅公団 副総裁) 山口 乾治君

専門員 山口 乾治君

三月二十二日

委員兒玉末男君及び田中幾三郎君辞任につき、その補欠として島上善五郎君及び玉置一徳君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員玉置一徳君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十一日

県道入吉川内線の二級国道編入に関する請願外一件(中馬辰猪君紹介)(第一六七一号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

都市計画に關する件

日本住宅公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(參議院送付)

○加藤委員長 これより會議を開きます。

都市計画に關する件につきまして質疑の通告がありますので、これを許します。

中島巖君。

○中島(巖)委員 今、陳情がありました。補助二十四号路線について若干質問をいたしたいと思います。

実は私の手もとにオリビック関連街路網図というのがあるのです。これによりまして、ただいま問題になり、陳情のありました補助二十四号路線というものは、この計画の中に入っておらぬ。しかるに、すでに実施計画も決定したという話であります。そこで、どういふ経路をたどって、どういふ必要があつて、突如としてこの計画変更

をしたのであるか。その間のいきさつを最初に計画局長にお尋ねしたいと思つてあります。

○關盛政府委員 ただいま、東京都市計画街路のうち、補助二十四号線の計画についての御質問がございましたが、この路線はつとに都市計画決定が行なわれておりまして、事業化の時期を結ぶ放射線、特にこの地区を通過するものとしたしましては、放射四号線、放射五号線というものが大きな幹線としてあるわけでございまして、この幹線のほかに、その中間の地帯を通りますところの幹線の補助線といたしまして、ただいまお尋ねのありました補助二十四号線につきましてもその事業化を特に必要とする事態になつて参りましたので、この事業決定をすることになりました。この補助二十四号線については、従前の計画決定にかか

る部分を、一部民地の犠牲を従前の都市計画決定よりは少なくするための部分といたしまして、一部変更のありましたところもございしますが、これを三十六年度からの事業といたしまして取り上げるといふことの必要性にかんがみまして、都市計画決定の一部変更及び事業決定をいたしました。こういふのがその経過でございます。従前の都市計画決定の変更の部分につきましては、特にこの路線につきましましては、東京の都市計画審議会におきまして特別委員会を作りまして、いろいろこの路線を調査審議いたしました。審議会の中

には、地元の方の区長なりあるいは議員も入つておりました。この路線についていろいろ論議があつたわけでございますが、そういう手続をいたしました。事業決定を三月中旬にいたしました。こういう経過になっております。

○中島(巖)委員 これが妥当であるかないかという議論は、時間がなないし、しておるすきありませんし、本日は住宅公団関係で参考人も来ておるので、いづれまた機会を見て質問いたしたいと思います。

事業決定をした以上は、もはや動かす余地はない、こういうふうに当局としてはお考えであるか。この点をお伺いしたい。

○關盛政府委員 この路線につきましては、ただいま申しましたように、つとに戦後都市計画決定が行なわれておつたのでございします。しかも、この路線の性格というものを、事業決定変更の御議論もいろいろありますが、この路線は、要するに先ほどちょっと申し上げましたように、東京の都心部の東西を結ぶところの重要な放射線を補つておる一つの幹線の放射補助線でございます。今、二十四号線というのは、権田原を通じまして明治神宮外苑を通りまして、将来は環状二号線と

いう都心の交通ルートに結びまして、南北の交通を結び補助五号幹線と相並んで、重要な幹線の中央部を抜ける放射線の一部となるべき性格を持つ路線でございます。ただいまの事業決定の

部分は、一部外苑関係につきましては抜けておりますので、直ちにそういう印象を地元にお与えしないかもしれませんけれども、そういう性格のものである。しかも、この放射線の全体としての交通量というものが非常に混雑いたしておりますので、急速に整備をしなければならぬということから、この変更路線の方につきましては、民地の犠牲が今までの計画に比しまして、個々に被害を受けます方についてはまことにお気の毒でございますけれども、全体としてその二分の一程度の犠牲ということになりましたこと、現在の路線の変更された部分が既定の街路の区域を拡張するといふ考え方に立ちまして、このような変更をいたしましたのがつい三月中旬でございします。この線に従つて事業を実施したい、こういうふうな考えをしておるものが現在の状況でございます。

○中島(巖)委員 いろいろ申し上げる時間がないので、ごく簡単に質問の点について答えだけ出していただければいいと思つております。

そこで、これは名目のいかんにかかわらず、オリビックを目的とした道路であるかどうかということが一点、それから今、局長の答弁によると、どうしてもこの線をやらなければならぬといふ考えのようであるが、やるとすればいつから着手するのか。

それから、ただいまの陳情にもあつたけれども、ほかの線などを研究したことがあるかどうか。

この三点についてお答え願いたいと思います。

○關盛政府委員 特にこの路線がオリビックのことを目的として計画されておったのではありません。先ほど申しましたように、全体として東京の放射四号、五号線と相並んで、その中間地帯における南北の交通を処理するための都市計画街路として計画されておったのでございます。

さらに、この実施の時期等につきましては、昭和三十六年度を事業化の第一年度というふうに考えております。

なお、比較線等につきましては、従前の都市計画決定、これは昭和二十二年ごろに全体としての都市計画決定がいたされておるわけでございまして、その事業化につきましていろいろ検討いたしました結果、今のような路線として事業化を決定するのが適當ではないかという結論に達しましたので、そのような措置を行なった、こういうこととでございます。

○中島(農)委員 三十六年度事業着手としまして、ことしの四月から事業着手になるわけですね。地元に対する説明会とか、そういうようなものはいくつか開く予定であるか。その点をお伺いしたいと思います。

○關盛政府委員 この都市計画決定につきましては、すでに御承知の通り、都市計画審議会の場においても十分調査、審議いたしましたし、また先ほど申しましたように、この路線の計画並びに事業化につきましてはいろいろ御意見も出ましたので、東京都におきましては都市計画審議会の特別委員会を作りまして、この路線の計画事業化の調査をいたしたのでございます。

従いまして、その中には直接の住民の方々が必ずしも全部入っておられるわけじゃございませんが、区議会の代表者の方々が委員として入っておられますので、事業化につきましてはこれから十分地元と話をし、こういうことになるかと思っております。

○中島(農)委員 この線のいい悪いというよりなことは別問題として、省でも、また都でも、こういうようなことを決定した。それから、地元の代表の方もその中へ入っておる。今の局長のお話では、そういうように了解したのです。

そこで、おそらく、それを認める認めぬというところは別問題として、補償の問題が非常に重大な問題になると思ふのです。ここで議論すべき筋合いのものではないと思うけれども、ただ住宅を持つておる者が移動するといふような場合においては、普通の補償でいいでしよう。しかし、そこで営業をやつておる者に対する補償などについては、これは単なる直接の補償と、間接補償といふことでないといけないう思ふのです。(あとでやれ)と呼ぶ者あり)あと三分しかなないから、黙つて聞いておつてくれ。

そこで、たとえばダムなんかのときの公共補償の場合、五反歩持つておる者が三反歩を取られる場合に、普通の補償では、あとの二反歩もつてその生活が維持できないから、結局直接補償と間接補償の二種類に分けて、そして間接補償というよりな点を考慮に入れて、すなわち営業権なんかの問題を考慮に入れるといふような考え方をしてくておるわけですね。この市街地の補償なんかについても、そういうよ

うな直接、間接、二段がまの補償なんかを考えておるかどうか。この点を、計画局長でも、あるいは東京都から見ておればその方々からでもいいが、お聞かせ願いたいと思ひます。

○木村(守)委員 ただいま中島委員からの御質問でありまして、陳情を委員会が受けました際には、今までの例をいましては、委員会でもその陳情の趣旨を検討いたしましたし、しかる後にこの委員会の議題として論議されたのであつて、それが通例だろふと思ひます。陳情を受けて、即座にこれに對して質疑応答をするといふようなことは、委員会として前例のないことであつて、こういうようなことをいたしますと、今後議事の進行上いろいろ支障を来たす点が多いと存じますので、これは速記をなくしてもらいたい。そして、この問題につきましてもこの程度でやめてもらいたい。あと相談の上善処するのが至当だろふと存じますので、さうしてお取り計らいのほどを委員長にお願いいたします。

○加藤委員長 木村委員からの御発議のようでありまして、あとで理事会を開きまして善処したいと思ひます。速記をやめて。

〔速記中止〕

○加藤委員長 速記を始めて。

○加藤委員長 次に、日本住宅公団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を行ないます。

本日は参考人より意見を聴取することといたします。

御出席の参考人を御紹介いたします。日本女子大学講師小川信子君、公

団住宅自治会協議会会長長川尻連夫君、日本住宅公団総裁坂間茂君、日本住宅公団副総裁渡邊喜久造君、以上の方々でございませう。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

参考人の方々には、御多忙のところ本委員会に御出席下され、まことにありがとうございます。本案につきまして、それぞれの立場から懸念のない御意見を承ることができれば幸いと存じます。

議事の順序は、まず参考人各位より御意見を承り、御意見の開陳が終わつた後、委員各位より各参考人に質疑を行ないたいと思ひます。

なお、時間の都合上参考人各位の御意見の開陳は、お一人十分程度にお願いいたします。

それでは、小川参考人からお願ひいたします。

○小川参考人 私は、日本女子大学の家政学部の方の住居の方を専攻しておるものでございまして、いろいろと公団関係の居住者の側からの調査、それから、建設の方より、むしろ家政学的立場に立ちました住宅の使われ方を中心にした団地の状態について、いろいろと考えておりますことを述べさせていただきます。突然のお話でしたので、参考資料及び私自身非常に時間がなかつたものでございまして、ふだん考えておることにとどめさせていただきます。御了承をいただきたいと思ひますが、その点戦後、住宅難の時代から立ち上がりまして、住宅公団の建設、団地建設、それから集合住宅建設の動きが最近とみに活発になつて参りました。初めは

いろいろな問題もあり、私たち自身もずいぶん疑問になる点もございましたけれども、皆さんの御骨折りと、その後の皆さんの研究の成果によつて、最近の住宅においては、私は現状を見たわけではございませんけれども、承ります。だいたいヨーロッパ諸國の団地、集合住宅のあり方というものをお手本にして、好ましい形態に発展しつつあるように思ひます。

個々の住宅を建設すること、それから団地、集合住宅を建設することの利点と得失のようものををちよつと申し述べたいと思ひます。

現在の新しいいわゆる集合住宅といふのは、一つの新しいコミュニティ形成の過程における日本では最初の試みのようなものではないかと思つておるのでございませう。戦前に同潤會のアパートがございましたけれども、それは違つた意味で、今度団地としての建設のあり方といふものは今までになかつたものでございまして、その特徴といふものをここで述べたいとまだ申し述べることができませんけれども、当然新しいものに対する試みにはいろいろの問題点が付属して参ると思ふのでございませう。その特徴は、個々に解決しなければならぬ問題を、団地形成という共同の施設という形で持つてそれを作り上げることができると。ですから、個々の費やされる資金ないしその他のいろいろのエネルギーが、そういう一つのまとまつた形でよりよいものになつていくという形が特徴ではないかと思ひます。住空間と一がいに申しておりますけれども、ある最小限のものから、余裕をかなり

持ったぜいたくなものに発展していく
と思うのでございますが、公団の住宅
の場合には、建設戸数その他の関係か
ら、最低限の人間生活におけるスぺー
スにとどめられているのじゃないかと
思います。そのために、いろいろと問
題が起こってくることは当然でありま
すけれども、個々に持ちたいもの、個
人に解決したいものをみな外に出さな
ければならないような実情になって参
りまして、そういう居住者の側からも
また団地の中の共同施設のあり方とい
うものが非常に必要になってきている
という実情でございます。そういうも
のをどのようにしたら快適に住むこと
ができるかということも、私たちは当
然考えなければならぬのでございま
すけれども、個々の住宅にゆとりを求
められない、必要なスペースが求めら
れないということになって参ります
と、それを外に出して、みんなの総意
によるもの、みんなの意見を総合した
ものを建設していかなければならぬ
い、そういう設備を整えていかなけれ
ばならないという方向に当然向かって
参るようになっていましてございま
す。

今申し上げたようなものが当然必要条
件に入って参るものと考えられるので
ございまして。

それが、今回ここに出ております法
案でございますが、今言いましたよう
な事業内容が、片方は公共の福祉のた
め、片方は建設事業という違う面がご
ざいますので、別に取り扱った方がい
いのじゃないかということをお私に常々
考えておったのでございまして。しか
し、ここで問題になるのは、本来なら
ばメインテナンス、あるいはある団地
に付随する施設というものは、公団自
身でやっていただくのが一番望ましい
のでございましてけれども、今まで申
しましたような点から、なかなか建設で
きないということになりますと、住民
の要求、それから団地自体のいろいろ
な維持運営の上から早急に必要とされ
ているような現状にありますために、
現状のままといいたしますとますます混
乱をして、なかなか実現されないのも
ではないかというふうな気がいたします
ので、事業体がどのような形態になる
か、私自身専門家と違いますが、よく
わかりませんが、要するに住民の
福祉のために、それから住民のサー
ビスを主とした皆さんの意見が反映さ
れたもの、そういうものを早急に作っ
ていただきたい。公共施設の運営、そ
れから管理する事業体というものがま
ずできて、私の念願といいたしますのは、
少し乱暴な言い方でございましてけれ
ども、どういふような事業体でそれを
運営しても一応はけっこうですけれど
も、その施設自身が一日も早くでき上
がって、その運営、それから住民の
福祉のために働いていただきたい、そ
のことが先なんではございまして。その規
模、形態というふうなものを考えます

ときに、ちょっとここでは一概に申し
上げられないのでございますが、住宅、
団地の規模というものはそれぞれ違
いますので、団地々々によつてケース・
バイ・ケースでもつてきめられていく
と思ひますけれども、とにかくある一
つの、これから建設される団地でも
けっこうだと思ひますけれども、どこ
かでまず試みて、それを基礎として作
り上げていっていただきたい。

現在、ひばりヶ丘団地という、千七
百戸でしたか、大団地ができておりま
す。これは私もちょっと調査に当たっ
たことがあるのですが、だいぶローケ
ションもよく、施設もある程度整つて
はおりますけれども、この大団地の中
で託児所を必要としておる人口は、子
供の人口の中で四〇％くらいおります
のに、託児施設というものが一つもな
いわけでありまして。集会所がありま
して、そこでお母さん方が子供たちを
集めていらしたり、ヘルパーの方が子供
さん方のグループ活動に参加して、い
ろいろと指導していらつしやるという
ような形で、細々とやられているわけ
でございまして。こういう実情を見ま
したときに、集会所に保育施設ができ
たらと私は思つたのでございまして。保
育室といふこと自体、もう少し違ふ意
味がございまして、教育的な意味もあ
りますし、それから幼児保育の場合
は、幼稚園とか保育園とか、文部省な
り厚生省なりの各行政官庁とのいろ
んな連絡もございまして、とても複雑
な問題がからんで参りますので、公団
自身の今の事業内容から、そういうも
のを扱う場合にどういふ問題が起きる
か、またどういふふうにそれを処理し

ていられるかということになります
と、なかなか建設を見る機会がないの
じゃないかというふうなことが考えら
れるのでございまして。具体的に今のよ
うな問題が、私自身去年、おとし調
査いたしました間に考えたこととござ
いまして、一番最近の例でございま
すし、新しく印象づけられたものでは
から、例として具体的にあげさせてい
たきました。

今、本法案で問題になっております
第三十二条の団地居住者の利便に供す
る施設というのは、そのようなものを
さしているものと思ひのでございま
すけれども、現在公団住宅で行なわれ
ておりますそういう公共のスペースとい
うものが、はたして今申し上げました
ようなもの、それからわれわれの理想
といいたしますようなものに建設され
つあるかどうかということをお考えま
す場合に、いろいろと反省していただ
かなければならぬことと、公団自体
の今までの性格からきましていろいろ
な問題点と一緒にからみまして、経営、
その設備の運営がしにくいというよ
うな問題などがあると思はれるので
すけれども、現状は理想通りには決し
ておりません。たとえば、今住民
の中から一番要望されておりますもの
は、私が調査などしたときに一番出
くる問題ですけれども、保育施設とい
うことなのでございまして。それから倉
庫とか、このごろはいふ居住者の生
活にゆとりができてまして自動車を持
ちになる方があるものですから、車庫
というふうな問題が大きいくローズ・
アップされております。託児所の建
設、保育施設の建設といふことは、だ
いぶ前から声を大きくして唱えられて
おりますけれども、これが一向に実現
されていぬというところはどうかと
かと、私も常々問題にしておりま
したが、公団本来の姿というものが建
設事業にあつたために、住民のいわゆ
る福祉のための施設というものにな
かな管理運営の手が回らなかつた。そ

れが大きな理由じゃないかと思ひので
ございまして。

そのような状態にあります現状です
から、公団自身の事業内容と切り離
して、何かほかの事業形態ができ上が
りまして、そしてその組織が運営され
たらどうかというふうな考えをここに
持つております。それで、この法案が
出されてきましたことは、そういう意
味で非常にけっこうかと存じますけれ
ども、ただ、この運営その他の問題を今
後御研究いただき、私自身いろいろと
勉強させていただきたいと思ひます。
そういうふうな次第でございまして。

言葉が足りませんので、こういうと
ころでお話したことがございませ
んで、不十分かと思ひますけれども、あ
とで質問にお答えさせていただきます
す。(拍手)

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

共同のスペースとして解決できるよ
うなものという、どういふものがある
かと申しますと、具体的に申します
と、集会所、児童施設、保育施設、小
学校、市町村役場出張所、警官派出
所、郵便局、電話交換所、診療所、倉
庫、車庫、店舗など、団地形成をする
場合には、個々の住宅の中に必要な
ものを外に出すこと以外に、今度はある
一つの団地としてのその住民に対する
サービス機関としての施設というもの
もそこに必要になって参りますので、

に住宅問題の解決に尽くしておられるという御趣旨はよくわかるのでございますが、われわれ現在その中に居住しております者といたしましては、現実とその団地の中へ居住いたしてみますと、いろいろな問題があるわけでございまして。各団地におきましては、それぞれ自分たちの団地の直接の問題をいろいろ協議をいたしまして、それをそれぞれ公団の営業所並びに担当の管理主任等に相談をいたしまして、その解決に当たってもらう。同時に、御承知のように、団地というのはきわめて新しい日本の地域社会であらうと存じます。たとえは、一度に千八百戸とか二千戸とかという戸数ができますと、そこにいるいろいろな人がどつと入ってくるわけでございます。大学の教授もおるかと思えば、非常に制限ぎりぎりの下級のサラリーマンの方もおられる。お医者さんもおられる。いろいろな種類の方々が居住しておられますために、その居住者の中のお互いの生活を快適にしていくなために必要な親睦と申しますか、そういうことがやはり非常に大切なものになるわけでございます。その親睦ということと、それぞれの団地の居住者の共同の利益のための要求を各方面に御折衝するといふ、二つの目的がわれわれの居住者の自治会の活動の趣旨でございます。

現在、大體関東周辺に七十何國地あると思います。その約半数三十五國地、約二万戸が私どもの協議會に参加しておるといふのが実情であらうと存じます。毎日曜、私などは、新しい國地の自治會を結成するから来てくれといふ御招請にあずかりまして、ついこの日曜には草加の國地、その前の日曜日曜には草加の國地、その前の日曜

には、上野台と申しまして、東上線で入ります上福岡というところにござい
ますが、その自治会に呼ばれて参り
ました。というふうに、今も続々結成
されておりますので、まだまだ参加し
てこれらると思ひますけれども、現状
といたしましては、やはりお世話役が
おられないで、うまくさういうよう
な自治会ができておらない団地もござ
います。しかし、われわれは始終さう
いふ各団地におじやまをいたしてお
りますので、大体いろいろな団地にお
ける居住者の方々の御意見というも
のは承知をいたしておるつもりでござ
います。従ひまして、それらの方々の
お考えというものは、私の申し上げ
ることとしましては差はないものと御
承願つておつたと思ひます。

次に、それでは、この自治会と公団と現在どういふような關係にあるかといふことを申し上げてみたいと思ひます。現在この自治会は月三回、一回はは公団の本所、一回は關東支所、一回は東京支所という、三回の定期的な會議をいたしておりまして、本所とは全般的な問題についていろいろ御質問をしたり、御要望をしたりいたしてあります。各支所に対しましては、各々の地域内にあります団地の代表者の方々においでを願ひまして、その団地における問題を提出していただきまして、それを支所の責任者にいろいろ御要望したり、御説明を求めたりしておるというような状態になっています。

最近の問題といたしましては、私も一番心配しておりますのは、固定資産税の問題等でお願いをいたしましたことがございます。御承知のように、自治省の地方の各地元の自治体に対する通

牒と申しますか、そういうようなことで、入居者の家賃に關係いたします地元の固定資産税の軽減ということが、団地ができました当初は行なわれておるわけでありますが、地元の市町村も財政上でそれほど楽でないところもあると見えてまして、なかなか応じないところもあるらしい。これらは、このままではいけませんと、なかなか居住者にも影響をしてくるのではないかとというふうに心配をされるところでございまして、やはり将来、私ども居住者として、も大きな問題として考えていかなければならない一つのテーマであらうと思えます。

そのほか、最近非常に集団的な犯罪と申しますか、そういうようなものが多いに、御承知のように、都心から離れた郊外に所在しておりますために、どうも警察力と申しますか、そういうようなものが不足しておりますので、団地の付近にかなかな完全な、いわゆる交番とか駐在所とかいうものがない団地がしばしばございます。そういうようなところは、犯罪が行なわれた場合にそれらに対処するような方法もないという状態に置かれておりまして、これらには大きな関心を持たざるを得ない。しかも、犯罪があつた場合に、これを警察に連絡いたします電話の設備さえもなかなかに現在では不足しておるような状態でございますので、こういうような問題は、ぜひとも一つ、今後団地における居住者の生活が安心して営まれるためには考えていただくかなければならぬという問題ではないかというふうに思っております。

こまかい、いろいろな修理とか改善

の問題は、それぞれの時期々に公団に対してお願いをしたり、御要望いただいたりいたしまして、解決をしていただいたりするように努力をいたしておりますが、一番やはり居住者が切実にお願いをしておりますながら、なかなか満たされなさいでいるというのが、サビースの方の部門でございますが、それが今日、この日本住宅公団法の一部を改正する法律案ということで提出されております。

私どもはこれを俗に第二会社法案と申しておりますが、この会社で公団の方が考えておられますサービスの部門、すなわち公団の事業としては、家を建てるという方にはどしどし金を回してもよろしいということになっておるようでございますが、実際に入居いたしました者にとっては、そこへ入ってみますと、どうしても何とかしていただかなければならないような切実な問題があるわけでございまして、それらに現在の公団法においては資金を回していただくことができないという現状にあるということを私ども知るに及びまして、ぜひとも一つ、サービスの方で回せるような資金を何とか獲得していただくというふうに考えておいたわけでございます。ばく然とサービス部門と申すとおわかりにくいと思いますが、今申し上げましたことでおわかりいただきますように、何といつても、電話がかからぬというよりなことで、入っております者がみな勤めめという連絡もできない。今夜はおそくなるという、奥さんに対しての連絡もできない。子供が急病になった、あるいは産けついたというよりな状態におきまして、非常に困ることが多いわけ

でございます。従つて、急に郵政省で
そういう飛び飛びの郊外の団地に電話
を引くことが不可能であるならば、こ
ういう新しくできまする会社などで、
集団電話のようなものをぜひとも一日
も早く実現してもらいたい。

それから、たくさんの人を入居させるという目的から、今できている住宅公園の建物におきましては、スペースがどうしても足りないものでございますから、結局少しずついろいろなものがふえて参りますので、物置がないのでも構いません。それで、倉庫をぜひとも作らしてほしいという要望が非常に強いわけでございます。

それから、入居者の方々にだいぶ着
い方がふえてこられまして、同時に井
かせぎの方などがふえてこられました
ので、託児所の建設が非常に要望され
ておるわけであります。

これらのこと等は、何とか一日も早く実現できるようにしてほしいというものが私どもの要望でございますが、それらを実現するような意味合いから作られたと思われる今回のこの法の改正に対しては、私どもはその内容についてはいろいろ意見もございますが、そういうサービスの機関ができるということについては、非常に望ましいことだと考えておるわけでございます。あまり時間がたちますとあれでございまして、本日かかっております。の改正案につきましては、私ども居住者といましていろいろ検討いたしていただきました結果、「居住者側の希望条件」というものを一応常任委員会においてきまして、統一意見を作り、それを先日建設委員長のお手元並びに各委員のお手元にたしかお配り願って

おると存じます。それを簡単にこの際説明させていただきますと存じます。

今国会に提出されている日本住宅公団法一部改正法律案に關して、本協議会常任委員会は検討の結果次の如き統一結論を得、改正に際し条件つき賛成をすることにしました。株式会社組織になることは止むを得ないが、あくまでも居住者のサービスに専念し、且つ居住者の意見を尊重させるため、特に左の三点を条件として強調したい。

(1) その経営に当たり居住者の意志を反映させる目的で、居住者代表(即ち協議会代表)を経営に参加させるか、その他意志疎通機関を常置すること

お手元に差し上げたものは「参加させるか、若しくは」というふうになっておると思うのでございますが、この条件を委員会に出しましたところ、やはり居住者の協力なくしてこういう経営会社はうまくいくわけがないのだから、それはもう少し意味を強めてもらいたいという条件がございましたので、そこを訂正しておきたいと思ひます。

(2) 新会社経営者の性格は、居住者へのサービスがその根本主旨であるから營利追求に陥らざるは勿論、団地を快適にすることに強い情熱を抱く民間人を選任する様に努力すること

これは新しくできます会社が、もうけることを目的とした、いわゆる辣腕家のような者に経営させることになってしまつては、結局居住者はまた食ひものになるという結果になるので、その運営が非常に大切であると私も考

えているわけでございます。

(3) 新会社を急激に増大させ、日本住宅公団が当然直接担当すべき管理業務まで新会社に移行する様なことは絶対させること

これは、私も居住者としてこういう希望条件をつけます際に、こういうサービスというものは当然公団が直接担当すべきではないかという意見が相当にあつたわけでございます。しかも、私もいろいろ検討いたしてみますと、やはりなかなか現在の公団においてはそこまで手が回らないというところが考えられますので、こういう第二会社にサービスをしていただくということに対して御賛成申し上げるわけでございますが、今度で上がった新会社が、急激に現在行なわれておる管理部門の仕事をもっと吸収していつて、そしてほとんどの管理がみな第二会社の方に行つてしまふというふうなことになる、これはまた居住者にとつては非常に不便なことがたくさん出てくるであらうと思はれるからでございます。

詳しいことを申し上げる時間がないので省きますが、私もとしては、結局この法案に対しては、これがほんとうに居住者のためにプラスになるような会社になつてほしいということから、以上の希望条件を申し上げまして、この法案の通過に際しましては、ぜひ一つ適當なる附帯決議、その他をお願いしたいというふうに考へておるわけでございます。

なお、去る三月二日に参議院の建設委員会では、私も協賛会から事務局長の小沢君と渉外部長の可児君が参

考人として御意見を述べさせていただきました。参議院におきましてはやはり附帯決議をつけていただいております。いふやうな状態でございまして、最後に、私も現在公団に住まつております者が感じますところを、二申し上げたいと思ひます。

今現実に行なわれております新しい団地の造成は、土地の入手難というやうなことからございまして、どうもますます郊外の遠い方にばかり持つていかれるというやうな傾向がありまして、そのために入居者は都心に通うのが現状でございます。なほもと政府とは、都心部に働く人間の住居を作ることと力を注いでいただけないのだから、かといふやうなことが痛切に要望されるわけでございます。そういうやうな観点から申し上げます。まだまだ都心にはずいぶん低い家屋もあり、あき地もたくさんあるやうに私も考へられるのでございまして、中心部における住宅の増設というものもぜひお考えをお願いしたいというふうに考へておるわけでございます。

なお心配されることは、今公団がお考へになつておられる、また同時に私どもの要望として提出されておる、この第二会社で行なわれるだらうと思はれる事業の内容といたしましては、ただでは、会社として運営いたしなすにはある程度の黒字が出なければならぬ。ところが、託児所や倉庫や集団電話というやうなことで、はたして黒字が出てうまく運営されていくだらうか、それらの事業が継続されていくだらうかといふやうなことが非常に心配される点でございます。そういうやうな意味か

ら、現在大きな団地でスーパー・マーケットなどは百貨等が経営しておるやうな状態でございまして、私もやはり行くは、そういうやうなものは直接第二会社等が経営していくというやうなことにやつて、やはり適當に仕事を續けていかれるやうな運営を考へていただかなければいけないのではないかと、この点にいささか危惧の念を持っておるわけでありまして。

以上、大体申し上げまして御参考に供したいと思ひます。

○加藤委員長 以上で意見の開陳は終りました。

○加藤委員長 参考人に対する質疑を行ないます。

大沢雄一君。

○大沢委員 私は、今回の住宅公団法の改正で、従来事実上行なつておられたが、いわゆる付帯業務が公団の業務として明定され、従つてこの事業が促進される、あるいはまたいわゆるサービス業務に対する投融資が認められまして、それによつて居住者の便利が促進されるということでありまして、私も私どもとしてはまことに時宜に適した改正である、この改正そのものには賛意を表するわけでありまして。

今、小川さん、川尻さんから述べられましたいろいろな点で今後さらに一そうこの利便を増し、快適な新しいコミュニティとしての団地集団が形成されていきますやうに、政府におきまして一そうその面に力を入れてもらいたいといふことを希望するのであります。同時になお一つ、而参考人の方は触れなかつたのであります、私は

団地に居住される方々の親睦等につきましても自治協議会その他の御活動は非常に意義あるものと思ひますが、同時に団地の所在する地元の者との関係、また地元市町村への協力、こういうことにつきましてもどういふやうに川尻さんなり、あるいはまた公団總裁なりがお考へになつておるか。それらにつきましてもお考へをまず承りまして、なお私の希望する点、お尋ねしたい点について二、三お断を申し上げたいと思つております。

○挾間参考人 ただいま大沢委員からの御質問につきまして、公団側として考へておることをお答へ申し上げます。

住宅公団の建設いたしております集団住宅は、大きく分けて二種類になります。一つは大きな団地、大中小とございまして、大きな集団住宅。それから、既成市街地の改造を目ざす、既成市街地の土地の高度利用のために、俗にげんばき住宅と申します。が、下を店舗にし、上に賃貸住宅を乗つけるという行き方。これは大団地ではございせん。やがてはその方向に、一ブロックの市街地の改造にまで進みたいと思ひますが、現状におきましては個々の住宅であります。

ただいまお尋ねになりましたのはいわゆる団地の集団住宅でございますが、住宅公団といたしましては、一面において団地に居住しておる方々が平和裏に、また親睦の度合いを増し、共通の利便のために、公団あるいは今回作りますサービス会社等の仕事によつて幸福な生活を営めるといふやうに進めて参りますことを念願いたしております。同時に、団地とその所在の市町

村ごとに、その近傍の一般の居住者の方々との連絡、親睦ということも進めて参りまして、一つの広いコミュニティとしての生活が享楽できるようにして参りたいと思うのであります、それはわれわれ公団としても常に念願しておるところでございます。

自治会協議会、自治会は居住者の方々の連絡、親睦機関でありますが、やがてはその団地の生活というものゝと近傍の一般の町村の居住の方々とが融合、一致して、一つの大きなコミュニティとしての働きを十分に進めていくことができるように進めるべく、公団としても願ひ、努力して参りたいと思つております。

○大沢委員 ただいま抜開線から御方針を承ったのでありますが、御方針につきましては私もそうあらなければならぬ、かように考えるものでございます。新しいコミュニティを現在の既成の市町村の中に短期間のうちに作り上げまして、そして一つの快適な社会を作っていく。もとより、その居住者だけの中の融和、利便の増進ということも、もちろんこれは当面大事なことでありますが、同時に一つの地域社会の中の、ことにいわば外来の方が多いうわけであります。既成の市町村にあるいはその地区の部落、そういう社会との融和、協力ということなしには健全な自治体の発達は望まれないと私は考えるわけであります。現在往々にいたしまして、新しく公団住宅ができた地帯につきまして、地つきの市町村の人々が、いわゆるベッド・タウンの嘆きを非常になさっておるということも否定のできない事実である。私はかように考えるのであります。こうい

点が解決されて参りませんと、今お話のありました、できるだけ都心部に近いところに公団住宅をさらに増設をしていくというようなことも、実際上は地元の協力を得るに困難ではないかというのを、私は実情から憂えます。ゆえに、この仕事の健全、円満な発達を念願いたします上からお尋ねするわけであります。

少く具体的に伺います。私ども府県市町村において行なっております、たとえば福祉事業に対する共同募金、あるいはまた日本赤十字社のいわゆる社員募集、こういうふうな公共的な事業に対する協力が、それらの当局としてはいつも公団の地区においては得られない。事実、統計その他等を見ましても、他の地つきの地域と比較いたしますと、非常にそれらの率が低いということは否定のできない事実ではなないか。もしそうでないとすれば、公団の方なり、あるいは監督官庁の建設省なりの方で、一つお調べを願えばわかれると思うのであります。ややともいたしますと、公団の居住者はインテリの方なり、あるいは人が多いのであります。地元に対しては下水あるいは水道、道路、いろいろな面の要望につきましては、権利の主張につきましては、今の協議会等もある関係かもしれませんが、非常に地元の側からすればいろいろと御要望なされる。しかしその反面、地元への協力という点については、非常に地元の意に満たないということで、嘆かれておるといふことを私は実際に見聞きたいとおるわけでありまして、こういう点につきまして、どういふふうに川尻協議会会長あたりは御指導なさっておられるか。また、どういふお

感じを持ってもらえるか。伺いたいと思います。

○川尻参考人 ただいまの大沢委員からの御質問にお答えをいたします。

ただいまの御質問の趣旨は、日ごろ私も各団地のお世話役をいたしております者にとっては、やはり悩みの種の一つでございます。実際に申し上げまして、各団地と地元の市町村との間が、必ずしもうまくいっておらないといふのが現状であろうと存じます。何分先ほど申し上げましたように、新しい団地ができますと、そこに一斉に、ばらばらに住んでおられるいろいろな職業の方が入ってくるというふうな関係上、中に入っている居住者自体のお互いの親睦と申しますか、横の連絡と申しますか、そういうようなものも半年くらいいかかりませんとなかなか融和してこない。大体そういうようなものがある程度の期間を経て、しかも共同の悩みというものが生まれてきたときに、おれたちで自治会を作ろうというじゃないかという自然発生的な希望が出てきて、そうして世話役ができる、それをとりまとめて自治会ができる、というのが大体の自治会発生のケースであろうと存じます。

そういうような状態でございますので、今度外部の地元の市町村との関係というものがとれるまでに時日がかかるということば、やむを得ない状態であろうと存じますが、私どもは、自治会の結成されました団地におきましては、あなた方も地元の町民であり市民であるのだから、ぜひ一つ地元と連絡をして、地元にもやはりできることは協力していくようにしようじゃないか、それであれば相互の快適な生活というものはできないんだというよう

なことを、実はお話し申し上げておるわけでございます。しかし、御承知のように、マスコミなどからは、岡地族といつて半ばひやかし半分に言われておるような状態でございます。近ごろものの若い方は、先ほどお話がありまして、たよりに、何よりもやはり御自分の意見、主張ということが先になり、またいゝわゆるブライバシーの主張というものが非常に強いものでございますから、

周田との協調とか、あるいは地元の市町村に対しての協調とかいうような気がまだ十分でない状態に置かれておるということは事実であらうと存じます。ですから、私どもは、町村議会の一改選とか何かのような場合には、その団地からも適当にその村議会なり何なりに議員さんを送るといふようなこともいいのではないかと。議員さんを送ってみますと、初めて地元の町村がどれほど財政に窮乏しておるかとか、あるいは地元には道路を舗装してくれといふようなことを言っても、なかなかやってくれない。それらに対して、居住者はすいぶん不満を持つわけでございますが、地元の立場というよりなまのなまある程度わかるというよりなことにもなるのではないかと。

先ほどお話のございました赤い羽根募金その他は、私ども協議会に参加していただいております。また、協賛していただいておりますのは、できるだけ一つ協力して集めてあげよう、というように、また民生委員なども引き受けるように、いわゆる町村の末端行政のお手伝いも、ほかの地域における町会がやっておると同じように、お手伝いをしていくようにしよう、ということをおっしゃいますが、なかなか団地の方々の性格によりまして、

状態でございます。従いまして、これらにつきましては、自治省が公團なり何なりと御相談を願ひまして、そこに入る居住者が、地元の町村とそういうような末端行政の連絡その他について、うまく協力ができるような何らかの方法をお考えただけだとどうなのか、というふうに常々私は考えておるわけでございます。

○大沢委員 川尻さんの御意見を伺いました。自治会協議会会長として非常な健康受当な御意見を抱かれておるのので、将来につきまして私は明るいような感じもいたすのでございます。どうかそやういうお考えで、地元への協力、地元の市町村行政その他との協調という面について、ぜひ一つ一そやう、自分たちだけのことでなく、考えを強めていただきたいということを申し上げまして、お願いいたします。

なお、私はこの点につきまして公団總裁にお伺いしたいのであります。が、地元への、公的事業への協力というようなことを、非常に多数の入居者の中から選定されるのであります。が、何らかそういう面について入居の際御工夫を願えるかどうか。入居条件、入居の条件という言葉が悪ければ、何かそういう面についての御工夫を検討していただくことが私はいいのではないかと思いますが、そういう面についてどういうようにお考えになつておるか。總裁に一つお伺いしたいと思ひます。

○狭間参考人　これはなかなかむずかしい問題でございます。御趣旨の点はよくわかりますが、入居の資格条件というものに加えるということは、かな

り困難な問題ではないかと思ひます。各人の気持の問題でございませうから、資格条件にするという事は、ちよつとむずかしいのではないかと思ひます。

しかし、先刻お答え申しました通り、住宅公団の団地が、その地元の市なり町村と全く別個のかけ離れた存在になりがちであるという点につきましては、でき得る限りそれを一つの大きな地域社会の中の有力な存在として、その所在地の市町村の健全な発達に寄与されていくことを公団としては強く希望いたしておるので、そのためには、幸いに団地には自治会ができており、それを総合した自治会協議会もございませうので、常にこの自治会協議会と公団の管理部門とが連絡提携をいたしまして、住宅居住者のいろいろな希望を聞き、また、こちらとしてもそれに対する対策を立てるということにいたしております。精神的の、今お述べになりましたような点につきましても、十分連絡はとり、協調をするように、公団としても働きかけて参りたいと思つております。この地元の公共団体と住宅公団の団地とが融合一体となるという点につきましても、強い希望と念願を持って進んでおるわけでありませう。何分にも多数の人が、また業種につきましても各種多様な人が入つておりますので、その融合一致ということに非常な努力を要します。さらに進んで、それが地元市町村との融合一致ということにも漸次進めて参りたいと思つておるのであります。ただいまのお尋ねの点につきましては、公団といたしましても十分配慮をいたし、検

討を進めて参りたいと考えております。

○大沢委員 私も入居の条件にする

いろいろな点においてなかなか困難な問題があるという事は承知しておるわけでありませう。しかし、従来やはり団地の、あるいは公団住宅のPRをする際におきまして、入居者の利便、そういう面につきましてもPRその他はいろいろ行なわれておりますが、地元との問題、今指摘したような問題につきましても心がまえといひますか、そういう点についてやはり公団として十分PRする余地があるのではないか。そういう面についてのPRと心がまえとを書きましましたものを私まだ見ておらないのでありますが、入つてしまつてからよりは、入る前にあたつて、十分そういう心がまえを持って、そして公団住宅にお世話になるという考えがなお一そう必要なのではないか。そうでありませうと、私の現在住んでおります浦和、あるいは埼玉県南部、西部、それらにつきましては、市町村その他の当局から非常に苦情が多いのであります。私どもはむしろある場合においては、お前なんか非常に力を入れてそういうものを保持してゐるのである、というふうな非常に無理難題、むしろつるし上げといひますか、そういうふうなことを實際いろいろな機会に受けるような実情でございませう。国策に協力する点から、また福祉社会の建設という大所高から、私どもは地元と協力をするようにはいつも勧奨して努力しておるのであります。ぜひ一つ公団として、入居する前に入居希望者に対するPRとい

う点につきましても考えていただきたい、かように私は希望するものであります。

なお、公団住宅内に入つておりますスーパー・マーケットあるいは診療施設、それらにつきましても、地元の中小的な商業者あるいは医師会、いろいろな点を私ども実際には耳にするのであります。ぜひそういう点につきましても地元との協調ということ、公団の目的を達成するその大きな目的の範囲内で、できるだけ一つ考えていただきまして、地元の地つきの商業者その他のものが、公団住宅ができたためにという嘆きを訴えないように経営をされまされるように、希望を申し上げる次第であります。

なお、ことに市町村からは、児童の就学の学校の建築その他につきましても、これまたいろいろいろいろなことを聞きますので、今ここで個々の学校建築その他につきましても、これを詳しく申し上げませんが、できるだけこれらの点について地元の市町村財政なり何なりとの協調がとれますように、この点につきましても、公団住宅の拡充とともにさらに一つ検討されまして、できるだけ協力をされるようにお願いをいたします。

私の質問はこれで終わります。

○扶間参考人 ただいまの御注意は大へんごもつともな点でございまして、私といたしましても第一段の問題につきましても全然同意でございませう。現にさうなことも私は考えておるわけでありませう。公団に居住しておる方々に対する公団の住宅における住まい方についてのPRという事は、これは当然のことでございますが、一般に対

する住宅公団の性格、使命その他の点につきましてもPRということがぜひ必要なことであるわけでありませう。そのことは何らか適切な方法をもって進めたいと思つております。現に私のところ、ある方面からさうな方法をとることについてのアドヴァイスも参つておるようなわけでございませう。その点、でき得る限りの方法を尽くしたいと思つております。

なお、地元の市町村との連絡、協力といふことにつきましても、またスーパー・マーケットを設ける場合における地元業者との連絡、提携といふことにつきましても、現にそれは配慮しつつ施設についての施策を進めておるわけでありませう。

また、学校の建設等につきましても、お話の通り、団地所在の市町村の財政等につきましてもよく検討をいたしまして、たとえば小学校の建設につきましても市町村財政の關係もございませうから、あらかじめ公団において建設をいたしまして、それを地元市町村に譲渡する方法をとつております。この場合におきましての公共団体の起債につきましても、公団といたしましては、自治省当局に対してその点についての特別の配慮をお願いするような手段をとつて現在まで参つております。御希望の点につきましても、公団といたしましてもできるだけの力を尽くしたいと考えております。

○加藤委員長 石川次夫君

○石川委員 だいたい審議の時間がおくれておりますので、簡単に質問をいたしたいと思ひます。従つて、公団總裁も丁寧な御答弁をしておられるやうですけれども、簡単に結論的な答弁で

けつこうであります。

最初に、念のためにお聞きしておきたいと思ひます。新しい会社へ投資されるのは、敷金の中の利子を充てるのだという御説明があつたのですが、敷金としての金額と利子の金額をお伺いしたいと思ひます。

○扶間参考人 利子相当額でございませう。御存じの通り、敷金に対しては利息は付さないという契約になっておりますが、しかし、公団としましてはこれに利子をつけることすればこれだけのものであるといふので、その相当額の一部を今回の会社へ投資するといふわけでございます。三十六年度におきましては、大体利子相当額が八千六百万円くらいになると存じております。そのうちの約二割を今回の会社へ投資するといふ計画でございます。

○石川委員 そうしますと、これはなるほど契約が、利子はつけないといふ契約になっておるからでございますけれども、どこから資金を持つてきて運用しても同じことのようにすけれども、居住者の側からいへば、敷金の中の利子相当額を引き当てるという感じでございますから、端的にいへば、自分の方から要求して、おれの方でやるのだと言つても言えそうな性質の金額だと思ひます。もちろんそれは言わな

いだらうと思ひますが、そういうことを考へて、やはり居住者の意見といふものは十二分にしんしゃくしなければならぬと思ひます。それで、どういふ形で居住者の意見といふものを反映させるかということについて、きょうは、川尻さんの方から出ておる要請書によりまして若干変わつておるようですが、経営参加及び

参りたい。貸倉庫につきましても同様でございます。

○石川委員 時間がたちますので、簡単に最後の質問を申し上げます。

今の電話にしまして、倉庫にしまして、託児所にしまして、団地で生活する上に必要欠くべからざる最低限度の要求じゃないかと考えるのです。金額では少額過ぎるとだれもが考えるだろうと思うのです。従って、この資金のワケを拡大することについて将来大いに考慮してもらわなければならぬということをお願いしておきます。

最後に、ささいなことですが、川尻さんの方から要望も出ております。第三番目の、住宅公団が担当すべき管理業務が新会社に移管されては困るというところが書かれてあるのです。この具体的な問題は一体どういうことなのか、私もちょっと判断ができません。この点から、これは住宅公団の総裁から伺いたい。新しい会社ができると、これはなかなか運営が困難だと思ひます。採算をとるといっても、これはサービス会社という性格を持っておりまして、利益を上げるといふわけにもいかぬ。かといって、まかり間違えば相当経営困難になるということ、これは相当情熱を傾けて、手腕、力量がないと運営が困難だといふ問題が重なる出てくる。で、将来の人選の問題でございまして、一部にいわれておりますように、住宅公団から横すべりを機械的にやるのだとか、失業救済的な人事になるのじゃないかというふうな心配をされておる向きもあるわけですね。そういうふうな人事では、とても将来この経営を維持して

くことは困難ではないか、こう考えるわけですね。そういうことが絶対にないようにしてもらいたいというのを要望し、またこれについて総裁の御意見があれば、一つ伺いたいと思ひます。

○川尻参考人 ただいまの石川議員の御質問にお答えいたします。この第三の、公団が直接担当すべき管理業務で新会社に移行するようなことは困るということをお断りしておきます。内容は、現実には、共益費というものを居住者は家賃のほかに公団に毎月一定額を納めております。それによつて、たとえば水洗便所の敷設問題であるとか、ごみの処理の問題、日々の厨芥の処理の問題、その他各団地の中についております街灯でございますとか、その団地の中に住んでおるにはどうして最低に処理していかなければならぬという問題が、共益費というもので処理されておるわけでございます。この共益費の中で処理されておる問題も、ある仕事によつては下請業者にかかされておるような実情も多々あるわけでございます。その他、実際には公団自体がもっと拡充してしつかりやってくれば、たとえば水洗便所が詰まった場合、すぐにその業者なら業者に連絡してもらつてその処置をしてもらふということになっておりますけれども、それがスムーズにいかない場合、むしろほんとうに生活に最低必要なもの、やはり公団が直接管理業務として強力にこれを処置していくということをやっていただくことが、入居者にとつては望ましいと考えておるわけでございます。そういう点で、やはりどうしてもやつてもらわなければならぬ

らぬという管理部門を、ぜひとも広げてもらいたい。私もこの協議会を作りまして当初に、そのことを公団に相当お願いいたしまして、管理に對しての予算をだいたふふやしていただいたのではないかとふうに考えておるわけでございます。

○換間参考人 この会社の運営につきましての石川さんの御質問でございます。この会社がいつに運営されて居住者の利便を充足することができるとかどうかが、一にかかつてその会社の構成にあることと思つております。よく尋ねられることと思つております。先ほど御指摘になりましたように、この会社の人事等が失業救済になつたとか、あるいは公団のおぼろけ山になつたとか、ないしは建設省のなになつたとか、そういうようなことは全然考えておりません。この仕事の運営に對して情熱を持ちかつ経験の豊富な人を選任いたしまして、この会社の運営に当たるようにいたしたい。それには、今お話のございましたような点は全然考えておりません。

○加藤委員長 山中日露史君。○山中(日)委員 時間がありませんので、簡単に公団の方にお尋ねいたします。今度の法案の改正で一番問題になつたのは、私は三つあると思ひます。第一に、なぜ今度のようになつた公団自体にできないのか、従来もやつてきおつたじゃないか。託児所とか倉庫とか車庫というふうなものは今度初めてでしようけれども、今までやつてきた仕事まで全部新会社でやらせる必要はない。こういう点が一つ問題であります。

百歩を譲つて、株式会社でやらせるかあるいは公益法人でやるかという問題があると思ひます。今までの説明で聞きますと、第二会社は株式会社といふことだが、なぜ公益法人ではないのか。公団がどうしてもやれない理由と、株式会社でなければならぬ、公益法人ではだめだという理由を、この機会に明確にしたいと思ひます。

○渡邊参考人 公団が従来やつて参りました仕事、たとえば診療所を作りますとか、集会所を作りますとか、あるいは交番、あるいは役場の出張所、郵便局、いわば団地居住者全員の方の利便になるような問題、これは公団として従来やつて参りましたし、今後におきましては公団が引き継いでやつて参る、こういう方針であります。

問題はなりましたのは、非常に要望は熾烈であります。しかし、必ずしも団地の全員の御希望というのではない。しかし、一部の人はあります。その希望は非常に熾烈である。たとえば、先ほどお話の出でおります託児所の問題でありますとか、電話施設の問題でありますとか、こういうものは、どうも公団自体がやることはちよつと、資金の関係とかいろいろな関係がありまして、できかねますので、これは会社をやつてもらつたらどうか、こういうふうな構想であります。

それから、公益法人でやつたらどうか、あるいは会社でやつたらどうか。この点につきましては、参議院でもいふん御議論になつたわけでございます。公益法人というのは、形からい

ますと確かに公益目的でできている法人ですから、いいんですが、実体問題として動きまゐると、かえつて会社という方が責任の所在ははっきりしますし、収支関係も、もちろんはっきりいたしますので、どうも公益法人よりは会社の方がずっと性格的にはっきりした経営ができ、同時に、割に自由な経営ができるのではないかと。こういうふうな考え方をしておりますために、会社という格好をとることを御提案申し上げておるわけですね。と申しますのは、たとえば資金の導入などに關しても、会社でございすれば、民間資金もある程度導入できる。あるいは、公益法人になりますと、どうも寄付行為のような格好になりますし、民間借入金等におきまして、やはりおのずから元金の方が小さくなりますので、十分な資金の調達ができないうこと、十分な資金の調達ができないうこと、いやないだろうか。こういうふうなことも重なりまして、会社形態——といつても、いたずらに利益を追求するといつても、やはり毛頭ございせんが、やはり会社形態の方がいいのではないかと、かように考えておるわけでありませう。

○山中(日)委員 第二会社の民間の資金が一千万円というのを聞いておるのですが、この一千万円の民間の出資は、大体どういふところを予定しておるのでしょうか。

○渡邊参考人 具体的には、まだ実はどことも話し合はしてございせん。しかし、いろいろサビサービス会社の方でもって考えられます居住者の方々に對する、換気ファンだ、やれ何だといふ問題があります。こういう施設も、御希望によつてこれをすると、や

はりそういつた方面に關係のある会社
といつたようなものからも、ある程度
の出資は仰げるのじゃないだろうか、
かように考えております。

○山中(日)委員 住宅公団の入居者へ
のサービスが主眼でありますから、当
然これは公益的であるわけであらう、
株式会社の性格からいって、当然や
りそれは会社の性格からいって、営利を
目的とする会社で、利潤追求とまで
言つていいかどうかはわかりませんが、
ともかく利益を追求する会社であ
ることは間違いないと、そのうち
と、入居者へのサービスといつたこと
になつて参りますと、ほとんど利益と
いうことを度外視した施設であります
が、こつた公共的な性格を持つて
おる仕事を営利を目的とする会社でや
るということになりますと、それを公
共性に合わせるためには、やはり配当
とかさういつた面についても、ある程
度の制約を加えなければならぬとか
いつた問題が出てこなければならぬと
考へます。さういつた点は野放しで、
ただ従来の株式会社でやつておるよ
うなやり方にこれは放任しておく考へ
のかどうか。さういふ点はどういふ
うに考へていますか。

○渡邊参考人 資本は民間からも求め
ますが、少なくとも半ば以上公団の方
の出資ということでやつて参りたい。
従ひまして、その株主権等の運営によ
りまして、ここで御説明申し上げま
したような趣旨の運営によりまして、
わが営利追求に走るということがない
ように、むしろ会社全体がともに入
居者の利便のためということでき
ておりますので、その本来の目的を逸脱
しないようにということについては、

公団として十分配慮して参りた
い、かように考へております。

○山中(日)委員 それはただの配慮
じゃない、会社ができたときには、
利益の配当等については、具体的に何
かそれを規制するといふような考へが
あるのですね、ないのですか。

○渡邊参考人 定款の上とかあるいは
何か、どういふふうにと具体的にや
つていくかどうかといふところまでは
検討しておりませんが、しかし、先
ほども申しましたように、いわば公
団が最大の株主、かついわば会社の全
体の意思を左右できる程度の大株主にな
るという姿の会社にしたいと思つ
ておりますので、さういふ方面を通じ
まして、今申しましたようなサービス
本位の経営といふことを実現して参り
たい、かように考へております。

○山中(日)委員 第二会社が収益事業
をやるとありますが、さうしますと、一
定の利益があるわけですが、その場合
に、公団も出資しているのですから、
公団もやはり利益については、率は何
うかわかりませんが、ある程度
の配当を受けるということになるの
ですか。

○渡邊参考人 普通の株式会社の形態
をそのままとて参りますればお説の
ようなことになるわけですが、さうい
う、あるいはこれは民間資金等の関係
も結びつきますが、後配株のような問
題を公団の資金についてつける必要が
あるかどうかといふようなことも議
論になるのじゃないかと思ひますが、
もう少しこれは今後の検討を待つて最
後の腹をきめたい、かように考へてお
ります。

○山中(日)委員 もし、公団の出資で
利益の配当を受けるということになる
と、私は大へんだと思ひます。大体
これは敷金の利息を一部出資するわけ
ですから、いわば入居者の金なん
です。家賃の滞納がない場合には、明
け渡す場合返さなければならぬ。敷金
の利息は別で、それを配当して、そ
ら生まされる利息、それを配当して、そ
してその出資した会社の利益をまた公
団が受け取るということになると、結局入居
者の金でもって公団がもうけることにな
るのでありますから、さういふよう
なことは私どもは全然すべきではない
と考へております。その点は強く要望
しておきます。

それから、従来敷金といふのはどう
いうふうに入居者に運用されてお
るか、敷金そのものですね。

○渡邊参考人 敷金は、一応公団の資
金計画全体の中に入れて、そして、
て、いわば公団の手持金という格好に
なるわけですが、それで毎年政
府の出資を受け、民間から借入金
を、あるいは低利資金を借り、それ
でこれだけの金が必要という金が出
ます。その中から手持金を差し引く。こ
ういふふうなことでやつておるの
で、いわば政府から出資してもら
う金、あるいは民間から借りる金、敷
金相当額だけそれだけ少なく済んで
いる、こつたふうな格好に相なつて
います。

なお、付言して申しますと、公団の
やり方といひましては、敷金につ
きましては、入居者の方には利子をつ
けないといふお約束になってお
ります。一応敷金をお預かりして
おきますので、利子というわけではござい

せんが、いわば利子相当額といふ考
え方で、その敷金総額の大体六割に相
当する額を、これは公団の環境整備費と
いうのに回しまして、公団が当初作り
ました団地に、まだ、たとえば木が足
りない、緑が足りない、あるいは舗装
が不十分である、こつたふうな
ころの環境整備、さういつた方面に
従来使つておりました。その中の二割
相当額を一応これに入れたい、こつた
考へ方でございます。

なお、さういふことになるか存じま
せんが、もしこの公団の出資に對し
して多少とも配当が出てくるとす
れば、別々には公団自体のものになる、す
るといふつもりよりも、むしろ公団環
境整備費に充てるなり、あるいはさ
らにその出資の方の増加に充てるなり、
さういふことにして回して参ります
れば、入居者の方の御利益にも、別に
さういふ矛盾のようなことなしに運
営できるのじゃないだろうか、か
ように考へております。

○山中(日)委員 今度の法案では、敷
金の利息を出資するといふことは明確
になつておらないのです。ただ、公
団の方の説明ではさういふのですが、
やはりこれは敷金の利息を出資するとい
うことによつて、その第二会社が入居
者に対するサービスの責任が生じて
くると思ひますから、法案の中に、こ
の第二会社に出資する公団の原資が、
敷金の利息であるといふことを明確に
する必要があるのじゃないか。さうい
ふふうな考へられるのですが、その点
についてはどうお考えになりますか。

○渡邊参考人 第二会社の将来の性格
とかいろいろ問題がございしますの
で、今のところ、あまりさう限定的な

ことにしてしまふよりは、あるいは出
資とか融資ができるという程度の少
しゆるやかな条文の方が、将来のこ
のサービスの発展とにらみ合わせま
していいんじゃないだろうか、とい
ふふうなつもりでも、現在のところ、
さういふふうにとくに敷金の利息相当額
に限るというふうな限定はいたして
おられない、運営の行き方といひま
しては、先ほど申し上げておる通り
でございます。

○山中(日)委員 さういたしますと、
将来は敷金の利息でない、公団の他
の原資からも出資するといふ考へ方
があるわけですか、どうなんですか。

○渡邊参考人 現在、具体的にさうい
う考へ方を持つておるのかといふ
ことは、まださうまでいっておりませ
ん。ただ、サービスの将来の運営とい
ふものと結びつきまして、さらに監督
官庁といひますか、あるいは予算の方
でもって許し得るということになれば、
さういふことも考へ得る余地がある
んじゃないかといふふうには考へてお
ります。これはもう少しサービスの
将来の発展、あるいは事業の範囲
につきましても、現在一応当初はこ
う予定しているといふこと、それが
さらにサービスのものが発展して参
りました場合におきまして、それを
より広げ得るという問題が出てきま
すれば、またそれが予算上許すなら
ば、さういふ問題も起こり得るの
じゃないか、かように考へてお
ります。

○山中(日)委員 それから、第二会社
といふのは、これは全国一本の会社
になるのですか。それとも、その団地
ごとにさういつた会社を別々に作る
といふ考へなんですか。

○渡邊参考人 第二会社の将来の性格
とかいろいろ問題がございしますの
で、今のところ、あまりさう限定的な

○渡邊参考人 われわれの現在の構想では、どうも全国一本の会社というのは、かえってその地域々々の要請からちょっと遊離してしまふくらいがありはせぬかというので、あまり全国一本の会社はおもしろくないのじゃないだろうかとか考えております。と申しまして、国地々々という会社になりますと、これまた小さ過ぎますので、たとえば東京地区なら東京地区——これは現在、私の方では主として東京都、千葉県、それから神奈川県、埼玉県、まあ私の方の管轄区域を申し上げさせていただきますと、東京支所、関東支所、二つの支所でやっておりますが、この辺のブロックでもって一つの会社にしたらどうか。さらに大阪地区、これは大阪支所でやっておりますが、これをワン・ブロックにして一つの会社にしたらどうか。それから名古屋、あと福岡、これは数は少なうございしますが、それぞれございします。これは独立した会社の方がいいか、あるいは名古屋の地区は東京の会社の方へくっつけ、福岡地区は大阪の会社の方へくっつけた方がいいか、あるいは小さくても独立した会社にした方がいいか、これは今後の問題として検討させていただきます、かように考えております。

○山中(日)委員 それから、ちょっと問題はこまかいのですけれども、今度の第二会社に入居者が委託する仕事の中で、住宅の小修理ということがあるわけですね。これがやはり新会社の一つの収入になると思うのです。公団の方で住宅の修理をする場合には、これは家賃の中に当然含まれて計算されていると思うのです。従って、住宅の修理というものは、従来は居住者は金を出さずに、公団自体がやってくれたと思ひますが、今度は、小修理はどの程度かわかりませんが、住宅の修繕といふことになつて、それを新会社にかかりに委託することになれば、取られるわけですね。そうすると、その修理の限界、範囲というよりなことで、常にこれは居住者と家主との間で問題になると思ひます。家賃を払っているから、当然家主がやるべきじゃないかという事で問題になりがちなんです。が、そういう点はいろいろに考へておられますか。

○渡邊参考人 その点は、現在でも実は同じ問題があるわけでございます。居住者の方の、たとえば何か子供さんが間違つてガラスをこわしたとか、あるいは、いわば居住者の方の御責任で修繕すべき問題、それから当然公団がやるべき問題と、この二つは現在でもございします。修繕につきましては、現在では、公団がやるべき仕事につきましては、これは、公団の方でもってサービス・カーを回す、あるいは特約の修理店をもちまして、そして修理をしております。それから、居住者の御責任で修繕すべき問題につきましては、サービス・カーあるいは特約店で修繕するほか、あるいは居住者の方が御自分でもって適当な方をお頼みして、そして修繕をしておる。公団のサービス・カーあるいは特約店でやる場合におきましても、それが居住者の方の御責任である場合におきましては、居住者の方からお金をいただいている。これが現状でございます。

○山中(日)委員 川尻さんにお尋ねいたします。あなたの方の希望条件の中に経営参加という言葉を使っておるのです。この経営参加という言葉は最近の言葉で、私どもの聞いておるところでは、まあ労働運動が非常に盛んになつて、労働組合が経営者と団体交渉をして、労働協約で経営参加を認めさせる。こういうことで、労働組合が経営者との間の労働協約で経営権をもちとる。また、普通の企業体であります。株主になれば当然株主総会で発言をして、経営に参加するのであります。が、あなたのおっしゃる経営参加という形は、一体どういう形でその新会社との間の経営参加をもちとるのですか。その辺の考え方を伺いたたいのです。

○川尻参考人 「居住者代表(即ち協議会代表)」を経営に参加させる、こういうふうに書いてございしますが、私どもの考えとしては、とにかくこの会社が仕事をほんとうにうまくやつていけるかといふこと、そして、やはり、入居者がそれに対して協力するかしらぬかといふことでございふん違ふと私は思ふのです。そこで、その会社の運営の仕方をやはりよく見て、そして、だれかを常任監査といふ形で会社に送り込むといふよりなことを、常任委員会の諸君などは考へておる。この言葉のあれしおております意味は、そういうことでございします。まあ、職員として入つていくとかどうとかいふことは、これは現実に皆々それぞれが仕事を持っておりますので、それらをなげうつても入つていくかどうかといふことは——大体、自治会の仕事を世話していらつしやる方は、どちらかといつて、そういうパブリックな問題に対して比較的热意のある方であるといふことは事実であるわけでございます。そういう意味から、私も、公団が第二会社を結成された場合に、いろいろな人を職員として採用されるという実情になると思ひますが、その場合に、やはり団地の実情なり、あるいは実態なりといふものに対して理解を持ち、情熱を持つておる人を採用していただくことが一番いいのであります。そういう場合には、こういうお世話役をしております協議会の人たちの中から職員として採用される、こういうようなこともあるいは考へていただいて一向差しつかえないのじゃないか、というふうに考へておるわけでありまして。

○山中(日)委員 そうしますと、従来公団と自治会協議会が毎月定期にやつていける懇談会といふものではむろんないのだけれど、監査役になるとすれば、株主にならなければならぬのです。その職員になれば、ただ雇われるといふことだけになるのです。あなたのおっしゃる経営参加といふのは、結局居住者代表の意思がその経営に反映することを念願しておるのだと思ひますけれども、その反映させる方法は、それならば結局自治会でもって株を持つとか、何かそういうことで入つていかなければ、経営参加という実績は上

案においても非常に疑問を持たれたのでありますが、そういうことが絶対ないように。

それから、今申し上げましたように、株式会社でありますけれども、その本来の目的はやはり公共性を持っており、サービス事業であるというところに重点を置いて、利潤追求に走ってサービスを怠るというようなことのないように、こういう指導監督というものが必要になってくるのではないかと、いふに考えておるのであります。それからについては、将来具体的にいろいろお考えはお持ちになると思ひますけれども、そういう点を十分に御配慮をお願いしたい。こういうことを特に要望いたして終わります。

○加藤委員長 三宅正一君。

○三宅委員 時間がありませんで、ほんの簡単にお伺ひいたします。

私は、千七百戸とか二千戸とか、こういう、昔ならば何千年かかってできる村作り、町作りのようなものを急激にやられます経過におきましては、いろいろの御苦心や困難があることも明らかだろうと思ひまして、まことに敬意を払うわけであります。それだけ、新しい環境作り、新しい集団作りでございますので、少しは、やっておられると思ひますけれども、私の感覚では、これは政府の方の問題になるかと存じますが、私の秘書が武蔵野の公園の住宅におりまして、まだ電話がない。先ほど川尻参考人からお話がありました通り、何か用があると、電話がない。本来ならば、こういう新しい村作りで、しかも農村などにおきまして、それぞれ納屋を持つたりいろいろいたしまして、大

きな住宅にすることがこれからいいか悪いかわかりませんで、そういうことの新しいアプライもできることになりまして、私はもう少し各省間の連絡が十分しておるべきではないかと思ひます。従いまして、公園の住宅ができたなら、たとえば郵政省の関係においても電話は必ず一緒にできておる、上下水道の関係も、自治省の関係になりますか、厚生省の関係になりますか、大体においてできておる、託児所もできておる。託児所などを、これより金で作ることではなしに、本来理想的な集団社会を作る上の一つの大きな国の施策といたしまして、一ぺんに一緒にできていくという筋がほんとうではないか。幼稚園などの問題だつて、だんだん出てくるでしょうが、私立の幼稚園もできていくだけども、本来ならば、なるたけ金のかからぬ公立の幼稚園、これは文部省の企画ですか、託児所ならば厚生省かもしれぬけれども、並行してできているという横の連携と新しい村作り、町作りの感覚でいかなければならぬ。バスは、バスの関係にしたつて、できたときにはバスが入っているという段取りが、運輸省その他の関係においてできていく。こういうことでなければだめじゃないか。ベッド・タウンになつてしまわずに、方々にできたら、職場に近いところの住宅交換なども積極的に行うというような横の連携、住宅公園もしくは建設省だけにまかせるとなると、横の連携がもう少しできておらないと、それはないか。本来、こういう仕事はこういう会社でやらなくとも、そういう連携ができておりますならば、国の施策として

大体においてできていく性質のものではないかと思ひます。こういう点、私がお話で述べたところでありまして、もとより、できておらなければ、将来もつとそういう姿勢をとつてもらいたい。非常に大きな日本の改造運動でありますので、そういう点がどこまでできておるか、将来どういう気がまえておられるか、その点だけ承つておきたいと思ひます。

も、実現につきましてはなかなか時日がかかるような様子でございます。そので、この第二会社によりまして、そうした非常に熾烈な要望を満たしていく必要があると思ひます。

そこで、公団法の三十一條には、業務としてここにちゃんと制限されて、それ以外の業務を目的としてできないわけですが、ところが、ここで三十二條の二を作つて、子会社というものを通じてここに書いてある一つの企業に介入することになるのですが、この法案を作成するときに、一休会社の業務を逸脱することになるのではないかと、いふような論議は少しもなかったのですか。

○渡邊参考人 建設省の方から御答弁申し上げた方がよいのではないかと思ひますが、しかし、一休私の方も多少法案の作成につきまして意見を求められましたので、お答え申し上げたいと思ひます。

○渡邊参考人 三宅委員の今お話のございました点は、われわれも全然同感でございます。従いまして、われわれをいたしまして、そういう団地作りをいたします場合におきましては、まずもつて下水道、上水道、それから道路、東京周辺でございますと大体私鉄を使つておりますが、その場合に私鉄との間に相当の距離があれば、そのバス道路、あるいはバス交通、鉄道の問題、さらに進みまして診療所、付近に病院があるかどうか、あるいは適当な店舗が付近で利用できるかどうか、あるいは学校、この程度までは現在までやつております。

また、託児所の問題になりますと、いろいろ御批判はございますが、何分、村とかそういうところへばかると新しく持つて参りますので、その村の財政でもつて託児所のようなものを、すく作つてもらうというところまでは、なかなかいきかねております。将来の問題としましては、そういう方面へさらにわれわれとしても努力して参る必要があると思ひます。また、これはおのずから団地の大きさにもよろうと思ひます。従いまして、既存の団地等につきましては村当局にお願いして

要点は、この三十二條の二を作つて公団が投資または融資をすることの規定を置いておくこと。先ほど山中君からも質問がありましたが、融資であれば、金を貸すのでありますから債権者になるわけでありまして、投資とありますと、先ほどから話がありますが、ように、株主になるわけでありまして、政府委員の御説明によると、三十六年度は公団は千八百万円、民間は一千八百万円を予想しているようでありまして、二千八百万の会社のうち、千八百万の株を所有するということになりますと、公団は大株主になります。みずから直接投資するので、ほかの者が投資させるのではないから、公団自身が株主になる。大株主になれば、会社の機関を握るわけですから、従つて、公団それ自身は企業はしないけれども、第二会社を通じて企業に介入するといふ結果になります。

お話のように、公団の業務というもののプロパーから見ますと、要するに多少別の事実が入つてくるわけでございます。従いまして、三十二條の二の改正が必要になつてくるわけでございます。ただ、投資と申しましたが、融資についても同じでございますが、無制限に投資をし、無制限に融資をするというわけはございませんで、居住者の利便になるための、こういう特殊な目的というものを限定いたしまして、そのためにだけ投資、融資をする、こういうことになつておきますので、公団成立の全体の趣旨から見ますと、当初のときはここまでやる必要があるかどうかという点は疑問がございましたが、公団が動き出して参りますと、どうしてもやはりこういう点が必要になつてくるというわけで、法律の改正をお願いしているわけでございます。

○田中(幾)委員 これは投資も融資も同じだといふけれども、投資は株主に

きな住宅にすることがこれからいいか悪いかわかりませんで、そういうことの新しいアプライもできることになりまして、私はもう少し各省間の連絡が十分しておるべきではないかと思ひます。従いまして、公園の住宅ができたなら、たとえば郵政省の関係においても電話は必ず一緒にできておる、上下水道の関係も、自治省の関係になりますか、厚生省の関係になりますか、大体においてできておる、託児所もできておる。託児所などを、これより金で作ることではなしに、本来理想的な集団社会を作る上の一つの大きな国の施策といたしまして、一ぺんに一緒にできていくという筋がほんとうではないか。幼稚園などの問題だつて、だんだん出てくるでしょうが、私立の幼稚園もできていくだけども、本来ならば、なるたけ金のかからぬ公立の幼稚園、これは文部省の企画ですか、託児所ならば厚生省かもしれぬけれども、並行してできているという横の連携と新しい村作り、町作りの感覚でいかなければならぬ。バスは、バスの関係にしたつて、できたときにはバスが入っているという段取りが、運輸省その他の関係においてできていく。こういうことでなければだめじゃないか。ベッド・タウンになつてしまわずに、方々にできたら、職場に近いところの住宅交換なども積極的に行うというような横の連携、住宅公園もしくは建設省だけにまかせるとなると、横の連携がもう少しできておらないと、それはないか。本来、こういう仕事はこういう会社でやらなくとも、そういう連携ができておりますならば、国の施策として

また、託児所の問題になりますと、いろいろ御批判はございますが、何分、村とかそういうところへばかると新しく持つて参りますので、その村の財政でもつて託児所のようなものを、すく作つてもらうというところまでは、なかなかいきかねております。将来の問題としましては、そういう方面へさらにわれわれとしても努力して参る必要があると思ひます。また、これはおのずから団地の大きさにもよろうと思ひます。従いまして、既存の団地等につきましては村当局にお願いして

要点は、この三十二條の二を作つて公団が投資または融資をすることの規定を置いておくこと。先ほど山中君からも質問がありましたが、融資であれば、金を貸すのでありますから債権者になるわけでありまして、投資とありますと、先ほどから話がありますが、ように、株主になるわけでありまして、政府委員の御説明によると、三十六年度は公団は千八百万円、民間は一千八百万円を予想しているようでありまして、二千八百万の会社のうち、千八百万の株を所有するということになりますと、公団は大株主になります。みずから直接投資するので、ほかの者が投資させるのではないから、公団自身が株主になる。大株主になれば、会社の機関を握るわけですから、従つて、公団それ自身は企業はしないけれども、第二会社を通じて企業に介入するといふ結果になります。

お話のように、公団の業務というもののプロパーから見ますと、要するに多少別の事実が入つてくるわけでございます。従いまして、三十二條の二の改正が必要になつてくるわけでございます。ただ、投資と申しましたが、融資についても同じでございますが、無制限に投資をし、無制限に融資をするというわけはございませんで、居住者の利便になるための、こういう特殊な目的というものを限定いたしまして、そのためにだけ投資、融資をする、こういうことになつておきますので、公団成立の全体の趣旨から見ますと、当初のときはここまでやる必要があるかどうかという点は疑問がございましたが、公団が動き出して参りますと、どうしてもやはりこういう点が必要になつてくるというわけで、法律の改正をお願いしているわけでございます。

○田中(幾)委員 これは投資も融資も同じだといふけれども、投資は株主に

なつてその事業に介入していくのですから、債権者は株主です。融資は金を貸すだけです。証文をもらつて金を貸す。事業には少しもタッチしない。ですから、融資をするというのなら、これは事業体が全然別ですからいいですけれども、投資ということなら会社自身です。あるいは総裁が株主になるとか、あるいは部長をやるとか――肩がわりをしてよその者を株主にする。これはおそろくできますまい。会社自身が投資するのであれば、会社自身が法人として株主になる。そうしますと、この三十一條に限定された業務以外のものを会社自身が間接にするということになるのですから、そういう点についての疑義がなかつたかどうかということをお尋ねしたわけですが、なかつたならなかつたでよろしい。

私がそう心配するのは、最初のスタートは、公共性のある団地の居住者に対するサービスということを目標としてスタートはするけれども、あれだけの大きな団地居住者を背景にして、企業がうんと発展していく可能性はあるわけですか。たとえば、参議院で話したのは四つくらい、託児所、倉庫、車庫、集団住宅電話施設といううなことになるけれども、これをもつと発展していったならば、いわゆるマーケットのようなもの、あるいは映画館のようなもの、その他の企業形態にだんだん入り込んでいくという可能性はあるわけですか。今はそれでいいかもしれませんが、将来公団が投資をして、そうして一般の集落地を背景にして事業に介入していくはしないか。そういう投機的仕事にまで介入していくのではないかと。

心配があるから私は聞いておるのです。この点に対するお考えはどうですか。

○榊田政府委員 公団が投資をいたします団地の居住者の利便に供する施設でございますが、これは政令で定めることになっておるわけでございます。政令の案としましては、現在のところは、託児所、倉庫、車庫及び集団住宅電話施設という四つに限つておるわけでございます。将来地域社会の成長とともに、またいろいろの利便施設も考えられてくるかと思つてございまして、そのときにはまたこの政令の内容というものを再検討しまして、追加をするということがあるわけでございまして、ただいまのところは以上申し上げました四つに限つておるわけでござい

きると書いてないのです。この一条の目的を見ましても、住宅の建設に向かつて進むということであつて、私企業に向かつて、これをできるというところは書いてないというのを私は言つておる。建設であり、管理であり、賃貸であり、土地の造成なんです。住宅の建設なんです。それを、託児所をやつたり、私が言うように、将来は映画館になつておるかもしれないということ、私企業に、まあ投資を目的でやるのですからいいけれども、投資をすればその企業体に入つていかなければならぬというので、これは間接に公団の目的に反するのではないかと。そういう疑念が一つもなくて、ただ、すらすらとやつていったかどうか、ということをお尋ねしておる。疑念はあつたけれども、こうしてこれはこれでよろうというものであるならば、その配慮を私は買いますけれども、何ら配慮をしないので、公団の目的から逸脱するようないかに投資をしていくということはどうか、という疑念を私は持つたから、伺つておるわけです。

○榊田政府委員 ただいまお尋ねの点につきましましては、疑念はなかつたわけでございます。

ことにいたしております。基本的な条件につきましましては全部認めて認可をするわけでございますが、建設省におきましては、公団を通じて、できましてこの別の機関が正常な運営をし、居住者のための利便、サービスとして徹底するように監督していくつもりであります。

○田中(義)委員 それでは、この三十二條の二を一つごらん願います。これは「公団の管理に係る住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設で政令で定めるものの建設若しくは管理」とあります。これだけが政令で定めるものじゃないですか。よく読んで下さい。ここがあまり回りくどくて、はっきりわからないのですが、「住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設で政令で定めるものの建設若しくは管理」、ここで切つて、それから次は、「又は当該団地の居住環境の維持若しくは改善に関する業務を行なう」として、この方は別に建設大臣が政令で定めるとは書いてないように私は思ふわけですが、その点はどうか。

は、「当該団地の居住環境の維持若しくは改善に関する業務を行なう」というようなところには、かかつていないのです。そこで私は、どんないろいろなものが食ひ込んでいけるのか、第二会社が発展をしていきやしないかというところを心配するのには、「管理」又は「で切つてありますから、これは条文の解釈ですから間違ひのないように、明後日でもよろしいから、調べておいてもらいたい。この点を留保して、次会に譲ります。

○三宅委員 私は一点建設省並びに住宅公団の総裁に承りたいのであります。ともかく、焼け野原で、住宅難で、まず家をやらなければだめだということで作つたわけですが、かりに二千戸に近い団地ができました。家だけできていいというものではない。住宅建設の費用と環境整備関連事業の費用の比率というものは、進んだ資本主義の国においても、社会主義の国においても、おそらくは相当な比率の金を出しておると思ひます。そうしなければ、社会としてつづかなものができません。この点についての資料はお持ちになつておるか。おそれくはお調べになつておるだらうと思ひます。が、こういう団地を作りました場合に、住宅プロパーで投資いたしましたのが百億であれば、あと環境整備にやっぱり二百億ぐらいの金を出さなければ、りっぱな社会としては成り立たぬ。日本は貧乏ですから、なかなかそんなに理想的にいくわけはない。不十分なのは、今度第二会社でもって補おうという点になつておると思いますが、こ

私から、公団の業務の中に、ただ投資ができるというだけでは、第二会社と申しますか、それを通じて実際の企画に参画するといふ業務が条文上入つていないじゃないかと。いふやうな御趣旨かと存じますが、従来の三十一條の四号のところに、「公団が賃貸し、又は譲渡する住宅及び公団が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと」といふのが業務の中にあるわけでございまして、今回この投資をするにによりまして、この四号がさらに拡張されて実施されるということになるわけでございます。

○田中(義)委員 だから私は違ふというのです。四号は「施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡」をすることであつて、投機的な仕事をするのができ

るために書いてないのです。この一条の目的を見ましても、住宅の建設に向かつて進むということであつて、私企業に向かつて、これをできるというところは書いてないというのを私は言つておる。建設であり、管理であり、賃貸であり、土地の造成なんです。住宅の建設なんです。それを、託児所をやつたり、私が言うように、将来は映画館になつておるかもしれないということ、私企業に、まあ投資を目的でやるのですからいいけれども、投資をすればその企業体に入つていかなければならぬというので、これは間接に公団の目的に反するのではないかと。そういう疑念が一つもなくて、ただ、すらすらとやつていったかどうか、ということをお尋ねしておる。疑念はあつたけれども、こうしてこれはこれでよろうというものであるならば、その配慮を私は買いますけれども、何ら配慮をしないので、公団の目的から逸脱するようないかに投資をしていくということはどうか、という疑念を私は持つたから、伺つておるわけです。

○榊田政府委員 第一の点でございまして、御指摘の通り、お述べになりました施設建設、管理といううなことに限つての出資の対象としまして政令で定めるわけでありまして、出資の場合に大臣の認可を得るというところ、認可権を通じまして基本的な要件等を定めまして、運営に誤りなからしめるという考え方でございまして。○田中(義)委員 その問題は明後日にお尋ねしますが、一点だけ申し上げま

あなただけの言われる政令で定めるものは、

いのが一つ。住宅公団でお調べになった資料がありましたら、これも出していただきたいと思います。建設省の方で住宅政策の根本としてお調べになった資料があれば、出していただきたい。

映画館なんかをまたやるのじゃないかというお話がありますが、私は、商業主義で、子供が見ては困るような映画を団地でやられるというより、むしろやや公的な性格のものを作ってやることの方がいいと思いますので、弊害さえなければ、相当大きな団地に映画館を第二会社を作るといふことについて、私自体はけっこうだと思えます。さらに進んでは、たとえば自治会ができておられますけれども、住宅環境整備利用組合とか、協同組合というふうなものが自治体の中にできまして、そして自治体の管理において、ほんとうに子供にもいいような映画を見せる施設を作りたいというときには、やはり資金の融通をしたり援助をするようなことをいたしまして、地域の住民と国とが協力して新しい社会的な秩序を作っていくのだという感覚というものは、非常に必要じゃないかと私は思うのであります。

なお勉強させていただきまして、それから、見せてもいただきまして、私も議論をしたいと思うのであります。が、こういう点についてのお調べが今日までの程度にあったか。それから、どんな理想を住宅公団の総裁として持つておられるか。今までは家を作ることが中心でしたけれども、今度はほんとうに日本の住居を快適なものに改良したり、不燃性にしたり、あるいは農村なら、ばらばらになつておるのをもう少し共同住宅的に、少なくとも

作業場くらいは一本にして、大きな家を持つて貧乏するような者をなくすというふうな一つの夢がないと、住宅政策でも何でもほんとうに進まぬと思うのであります。その点についてだけ承つておきたい。

それから委員長に、一つ資料として要求していただきたいことを申し上げておきます。

○神田政府委員 第一点の、各国が社会的な施策として住宅にいろいろの投資をいたしておるわけでございます。その中における居住者の利便に供する施設として、どの程度の割合で資本が投下されておるかというお尋ねでございますが、これらの点につきましては、御承知のように、わが国の一般の自治行政との間にかなり

るでは、集会所でございませうとか、当然設けなければならぬというものにつきましましては公団がやっておるわけでございます。今後とも、その施設につきましてはは拡張してまいります。

た、公団だけが居住者の利便に供する施設を全部引き受けなければならぬいかどうかという問題につきましましては、若干疑義もあるわけでございます。そこで、一応現在やっておりますような共同施設につきましましては公団がこれを担当し、それ以外の居住者の利便に供する施設というものにつきましまして、可及的すみやかに実現できるようにということ、このような案を考えたいわけでございます。

○扶間参考人 ただいまの、非常に高度の理想を住宅公団の使命としてお考えいただくことは、大へんありがたいのでございます。ただ、現在住宅公団が政府低利資金または民間の資金を導入いたしまして事業をいたしております内容は、住宅の建設、宅地の造成並びにその管理というところになっておるわけで、その他の経費は予算の上で計上することができないわけでありまして、りっぱな設備をたくさん作つて、そして理想的な経営をいたしたためには、結局それらの経費がその住宅に住まうておる人々の家賃にかかってくるわけでございます。現在、情けないことではございますが、今の家賃でもなお高いではないかというお話もあるわけでございます。行く行く国民の所得がすつと増して参りまして、そして、団地にもりっぱな施設ができるというようになりなすれば、漸次設備は理想的に進んで参ると思ひますが、現在におきましては、遺憾ながら限られた経費でいたしております。従つて、一例を申し上げますと、託児所のごときは、本所の管理部署等には団地居住の婦人方から非常な熱望がございしますが、ないのでは振れないので、ほんとうに困つておられますが、第二会社を作りまして、公団の経費と負担においてなし得ない、しかし、いわば最小限度のそういう福利厚生施設的なものをこの第二会社の運営でやっていく。こういうわけでございまして、三宅委員からのお話の点については、共鳴はいたしますが、現状においてそこまで参つてない、こういうわけでありませう。

○三宅委員 私は今の公団に対する金の割り振り、そういうことはわかつておりますから、それは、火急のときに焼け野原の中に住宅を作らなければならぬというときには、バラック建てでもしよるがよいのですけれども、もうこの段階になりましたらば、国がそんなことをして中途半端なものを作るのではなしに、もっと前進させなければいけない。従つて、出資金は、ただいま住宅局長も言われた通り、地方自治体と国との関係はそれぞれ違ひますから、どこから出すとか、いろいろの観点があるだろうと思ひけれども、関連費と住宅ローパーとどれくらいの比率になつておるか。それは調べると言つておられるのでありますから、今は何も言ひませんが、それは調べる必要はないと言つてよろしいでしょうか。それで、イギリスではどうなつておる、どこではどうなつておるといふこと、あるいは一体資本主義の国と社会主義の国とどう違つておるか、そういう点を今私は承りたいと思ひます。

し、ここに資料を持ってきておらぬというお話であれば、あとから資料として出していただきたいと思います。それは、われわれが来年度の予算を、大蔵省などを説得いたしまして要求するのに必要なことでありまして、やはり役所だけでできるものではない。やはり建設委員会というものは、大きな日本住宅政策の見地から世論を喚起しなければだめですから、そういう意味で、御協力申し上げたいという見地に立つてお願いしたわけですから、それから、今申しました環境整備協同組合というものを団地が作りまして、もちろん団地の住民が自分たちの環境をよくするために一定の負担をすることは当然であります。それから、かりに千五百軒の村におきまして、村自体の税金では足らぬので、国がつぎ込んでおる金というものは、多年にわたつて大へんな金です。私は、託児所や幼稚園くらいのものでありますことは、古来から村に国が財政交付金や補助金の形でどれくらい出したかということの累計におきまして、出す根拠は明らかにあると思ひます。そういうしなければ、不良少年を作つたりいろいろして、団地を作ることによって隣の地域と仲が悪くなつたらかえつて弊害を来すと思ひますので、資本主義ローパーの考え方でなしに、協同社会主義とか、あるいは社会主義国のいい点などを取り入れていかなければだめだと思ひます。あるけれども、この点について大まかな資料があつたらここでお説明を願ひたい。あるけれども、まだここに持つておらないというならば、ほんとうに参考になる資料を住宅公団においても、政府側においても、

資料として出していただきたい。私は次年度からの住宅政策の中心というものはそういう点にあると思っております。その用意で質問をしておるのですから、そういう点についての御答弁をお願いしたいと思います。

○神田政府委員 ただいま手元に資料を持ち合わせておりませんので、この次の機会に提出いたします。

○中島委員 今、三宅委員から話のあったことと私の質問は同じことなんでしょうが、千数百戸の団地というものが、現在山の中の小さい村なんか、一カ村で三百戸、五百戸というものが幾らでもあるのです。これは非常に大規模なものです。そこで、今の段階では、住宅だけ建てるということではなしに、その他のことも考えてやらなければいけないと思うのです。

これはイギリスのニュー・タウン政策ですが、五十万とか八十万とかいう町をこしらえるわけです。ニュー・タウン政策の中心は、ニュー・タウンの中心にまっ先に道路なり軌道なりを入れます、その中心に教会であるとか、あるいは百貨店であるとか、郵便局であるとか、学校というものを建てて、それから始めるのです。従いまして、千数百戸にわたるところの団地を造成するについては、一番まっ先にその中心地に郵便局を建てていくとか、マーケットをこしらえる。こういうような計画を最初に織り込んでなさねばならぬ、こういうように私は考えるわけなんです。先ほど公園の總裁から、予算の措置からいろいろのお話があった。それはごもっともだと思いますけれども、そういうようなことをお考えになったことや研究されたことはある

かどうか。ないとするれば、御所見はどうであるか。これを建設省の方と公園の方と一きようは公園の首脳部も見えておりますので、時間が非常におそくなりまして、構想を聞かしていただくたい、こう思うわけです。

○換間参考人 団地を運営いたします場合に、公園といいたしましては、その内部の施設についても、公園としてでき得る限りのことは考慮し、実行しておるわけでありまして、たとえば道路、上下水道、ガス等はみな設備をいたしまして、道路につきましてはメイン・ルートその他のおなルートは全部舗装をいたしまして、そこに住まう人はその道路を利用し、また上下水道もございまして、文化的な生活ができる。また、公共施設につきましても、御存じの通り、大きい団地になりますと、大体千戸以上になりますと小学校が必要でございまして。大都市でございすれば自分で建てますけれども、町村財政等で困難である場合には、団地の児童の小学校を建設する。大きな団地になりますと、中学校を建設したのもございまして、それから、町村役場が遠い場合には、そこに出張所を設けておる。また、警備のために巡査の派出所も設ける。郵便局も設けますし、また、家賃の収納等について必要な場合には、収納日の前後にはそこに銀行から出張いたしましてこれをするというようなこともいたしますし、また団地の人々の購買を考えますと、その団地の近所に店舗等が十分あるときは別でございしますが、ない場合には、そこに店舗を建設いたしまして、それを賃貸する、あるいは分譲する。大きな団

地にはスーパー・マーケットも経営するといふようなことにいたしまして、公園としては団地の経営には、現在われわれの考え得る、また財政的になし得る最大限の設備はいたしまして、団地を運営しておるのであります。

○神田政府委員 将来の問題といたしまして、住宅を建設する場合に工業と結びつきました新しい都市を建設するといふようなことで、現在英国がロンドンのまわりに入つほどの都市をやつておるわけでございしますが、そういう方式も今後は考えていかなければならぬのではないかとこのように考えております。

ただ、英国におけるニュー・タウンについて申しますと、人口三万ないし五万程度のニュー・タウンといふものを十年近くかかって建設しておる。非常に着実ではございすけれども、ステップ・バイ・ステップで、長い時間をかけて建設しておるわけでございす。従いまして、ロンドンのまわりにおきましても、ニュー・タウンの建設によらないで建てておる住宅団地もたくさんございす。日本の今日の産業の成長の仕方と申しますのは、英国などに比べては非常に飛躍的な、かけ足で成長しておるような状態ではないかと思つてございす。従いまして、英国のは職業紹介までしまして、ニュー・タウンに人を連れていって、そこで定着をさせるというような方式でやつておられますし、またニュー・タウンに工場を建設しておるわけでございすが、その工場等につきましても、あまり公害の発生しない工場に限定して、新しい町作りをしておるわけでございす。そういう考え方を、将来

日本も取り入れていかなければいけないといふように考えておりますけれども、今日、日本のように、非常に急激な産業構造の変革にあたりまして、ニュー・タウン形式だけでも無理ではないかといふように考えておるわけでございす。

なお、住宅団地を建設した場合に、いろいろの共同施設が必要でございすので、それにつきましては、当然公園が担当して建設していくのが適当であるといふものについては、われわれとしましては今後大いに拡充していきたい、かように考えております。

○加藤委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間御苦勞さまでございまして、いろいろ貴重な御意見を述べいただき、まことにありがとうございます。

○加藤委員長 ほかには質疑はありませんか。――なければ、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

討論、採決は次会に譲ります。

次会は明後二十四日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

昭和三十六年三月二十七日印刷

昭和三十六年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局